

# 小山工業高等専門学校名誉職員の称号授与規則

制 定 平成27年3月11日

## (趣旨)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に永年勤務し、功績が著しい職員に対する小山工業高等専門学校名誉職員（以下「名誉職員」という。）の称号の授与は、この規則の定めるところによる。

## (選考の基準)

第2条 名誉職員の称号は、本校の職員として、他機関との人事交流期間を含め30年以上勤務し、学校運営上特に功績のあった課長補佐、係長相当以上の職で退職する者に対して、本校退職時に選考して授与する。

2 前項の規定に該当する者で、引き続き再雇用職員として本校に勤務する者に対しては、再雇用職員退職時に授与する。

## (選考の手続き)

第3条 名誉職員の選考は、事務系職員にあつては事務部長の推薦に、技術系職員にあつては教育研究技術支援部長の推薦に基づき校長が行う。

## (授与の特例)

第4条 校長は、本校の事務部長又は課長として勤務し、学校運営上の功績が顕著であった者に対し、前2条の規定にかかわらず名誉職員の称号を授与することができる。

2 校長は、本校の職員として勤務し、学校運営上の功績が顕著であった者に対し、前2条の規定にかかわらず名誉職員の称号を授与することができる。

## (称号の授与)

第5条 称号の授与は、別紙書面の交付をもって行う。

## (称号授与の取り消し)

第6条 名誉職員でその名誉を汚す行為があつたときは、校長は、事務部長又は教育研究技術支援部長の建議に基づきその授与を取り消し、前条の書面を返付させるものとする。

## (本校の活動への支援)

第7条 名誉職員に蓄積された経験を利活用するため、名誉職員に本校が実施する活動への支援又は参加を依頼することがある。

2 名誉職員が、前項の活動をするときは、小山工業高等専門学校シニア・スタッフを称することができる。

## (雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、名誉職員に関し必要な事項は、校長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成27年3月11日から施行する。